

10月1日
からの

新しい体制で 充実した事業運営を実施します！

法人の各事業所は10月1日から新しい人事体制でスタートいたしました。ハウスを中心とした人事の異動になりましたが、10月からの新規体制で充実した事業運営となるようにしていきます。引き続き各事業所へのご支援ご協力をよろしくお願いいたします。

ハラスメントのない職場環境 「NO! HARASSMENT」宣言

法人では、ドリームヴィ職員就業規則の見直しを図るとともに、ハラスメント防止規程等を定め、「NO! HARASSMENT」を宣言します。ハラスメント行為について職員全体で理解を深め、ハラスメントがない職場環境にします。

【法人内で起こり得るパワー・ハラスメント例】

- ・言葉や態度による暴力や八つ当たり
- ・一人ではできそうもない作業を要求する
- ・ささいなミスが必要以上に大声で感情的に叱責する
- ・本人のいないところで、他の人に欠点やミス、陰口を言いふらす行為
- ・長文のメールや執拗に送られるメールでの指示
- ・新人職員等を指導することなく放置する

【法人内で起こり得るセクシャル・ハラスメント例】

- ・性的な冗談、容姿、身体などについて会話をする
 - ・必要もないのに身体に触ったり、じっと見たりする
 - ・職員室（密室）などでの二人きりでの相談・指示
 - ・職員の氏名を呼びつけにしたり、あだ名、ちゃん付けで呼ぶなどの行為
- そのほかにも、**妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント**にもしっかりと対応していきます。

福祉現場等においても カスタマーハラスメントへの対策が義務付けられました！

7月19日、厚生労働省は、顧客による迷惑行為「カスタマーハラスメント」から、職員を守る対策を講じるよう、福祉施設などにも義務付ける方針を示されました。

障害者事業所においても、利用者の皆さんや保証人、保護者からのハラスメントから職員を守る仕組みづくりが求められています。そのために、事務局職員を中心に研修等の取組み、法人としての対策を検討していきます。

ド

リ

ー

ム

ヴ

イ

法

人

本

部

だ

よ

り

NO.7

2024年
10月1日